

開発許可等の事務等にかかる標準処理期間の設定について

大田原市行政手続条例（条例第 1 号）第 6 条の規定に基づき、開発許可等の事務にかかる標準処理期間について、別表のとおり定めました。

標準処理期間

申請から処分をするまでの通常要すべき標準的な期間のことです。

日数の算定

申請書が事務所に到達した日から起算し、発送するまでの日数とします。ただし、次に掲げる日数は除かれます。

申請書等の不備を調整するために要する日数

申請内容を変更するために要する日数

審査のために必要な資料を追加するために要する日数

関係法令との調整に要する日数

大田原市の休日を定める条例（条例第 12 号）第 1 条に規定する市の休日の日数

問い合わせ先

大田原市役所建設水道部都市計画課開発指導係

電話 0287-23-8758

別表

許認可事務名	根拠法令等及び条項	標準処理期間
事前協議の承認（締切から承認まで）	要綱第4条	20日
開発行為の許可	法第29条第1項	10日
開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	10日
工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認	法第37条第1号	10日
予定建築物以外の建築等許可	法第42条第1項ただし書き	15日
開発登録簿の写しの交付	法第47条第5項	3日
開発行為又は建築に関する証明書の交付	規則第60条	5日

法＝都市計画法（昭和43年法律第100号）

規則＝都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）

要綱＝大田原市開発行為等指導要綱